

## IBM プログラムのご提供条件

表記の「プログラム」のご提供条件は以下のとおりです。

### 第1条 使用権

- 「プログラム」とは、プログラムの原本およびその複製物（部分的複製物および他のプログラムに結合された複製物を含みます。）を意味します。「プログラム」には、機械が読み取れる形式の命令、その構成物、データ、視聴覚コンテンツ（例えば、イメージ、テキスト、録音または写真）およびその他の関連するライセンス資料が含まれます。「プログラム」には、(1)本契約に基づき使用許諾される IBM 製の「プログラム」(以下「ICA プログラム」といいます。)、(2)本契約第 5 条(パッケージ・プログラム)の規定に従い、別途使用許諾される IBM 製の「プログラム」および(3)別途第三者の使用契約により使用許諾される他社製の「プログラム」が含まれます。
- 日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「IBM」といいます。)は、お客様に対して ICA プログラムの出荷日以降の日本国内における ICA プログラムの非独占的譲渡不能使用権を許諾します。ICA プログラムは、インターナショナル・ビジネス・マシーンス・コーポレーション、その直接もしくは間接の子会社または ICA プログラムの提供者が著作権を持ち、使用許諾するものであって、売買の対象とするものではありません。

### 第2条 使用権の範囲

- お客様は、機械が読み取れる ICA プログラムの部分を表記または別紙の「指定機械」で使用することができます。ただし、「指定機械」を特定することを必要としない ICA プログラムの場合、お客様は、どの機械でも使用できますが、一時点での一台の機械での使用に限ります。  
「指定機械」が故障等で一時的に使用不可能となった場合、お客様は、「指定機械」が回復するまでの間、ICA プログラムを他の機械で使用することができます。「指定機械」でアセンブルまたはコンパイルができない場合、お客様は、「プログラム」を他の機械でアセンブルまたはコンパイルすることができます。「指定機械」を変更される場合は、IBM に通知してください。
- お客様は、ICA プログラムを使用許諾条件に従って使用することができます。
- お客様は、使用許諾条件に従って ICA プログラムの複製物を作成および導入することができます。ただし、ICA プログラムの複製物には、全部複製か部分複製かを問わず、お客様は ICA プログラムに表示されているものと同一の著作権表示その他の表示を必ず表示してください。
- ICA プログラムにソース・コード形式の資料が含まれる場合、または、ICA プログラムに「IBM 用途制限付資料」または「Restricted Materials of IBM」と表示された資料が含まれている場合には、お客様はその資料を(1)ICA プログラムの使用上の問題を解決するため、または、(2)ICA プログラムを変更しお客様の製品と共に稼働させるためのみ使用することができます。
- お客様は、(1)この契約に明記されている場合を除き、ICA プログラムを使用、複製、結合、配布もしくは送信すること、(2)ICA プログラムを逆コンパイル、逆アセンブルもしくはその他の方法で翻案すること、または(3)ICA プログラムを再使用許諾、賃貸もしくは貸与することはできません。

### 第3条 プログラム・コンポーネント

特定の ICA プログラムには、「指定機械」以外の機械で使用するためのプログラム・コンポーネントを含む場合があります。お客様は、ICA プログラムに対する使用許諾条件に従い、プログラム・コンポーネントおよび関連資料を複製することができます。ただし、この場合、プログラム・コンポーネントを複製した日を IBM に通知するものとし、その日がプログラム・コンポーネントの引渡日となります。

### 第4条 検収期間およびテスト期間

- ICA プログラムの出荷日の翌日から 10 日間を検収期間とし、お客様は、この検収期間中に検収を行ってくだ

さい。

- ICA プログラムの引渡日は、検収期間の終了日となります。
- 「テスト期間」の開始日は、ICA プログラムの引渡日となります。

### 第5条 パッケージ・プログラム

「IBM プログラムのご使用条件」等の独自の使用契約が「プログラム」と共に提供される「プログラム」については、この契約の条件によらず、「プログラム」と共に提供される「IBM プログラムのご使用条件」等に基づき使用してください。

### 第6条 料金および支払

- 「プログラム」の料金は、一時払料金、定期払料金またはそれらの組み合わせ(例えば、イニシャル料金および月額料金)のいずれかです。
- 「プログラム」の料金は、使用許諾条件(例えば、ユーザーの数またはプロセッサの容量)またはお客様の実際の使用状況およびその量に基づき算定される場合があります。IBM が要求した場合、お客様は実際の使用状況およびその量を IBM に提示するものとします。お客様は、料金の変更を生じさせる、お客様の使用状況に変更があった場合、速やかに IBM にその変更内容を通知するものとします。この場合、定期払料金については、その変更に応じた料金が適用され、お客様には当該変更後の料金をお支払いいただきます。別途 IBM が合意する場合を除き、支払い済みの料金の調整または返還は行いません。また、IBM が料金の算定方法を変更した場合、当該変更後の算定方法に基づく料金が適用されます。
- 一時払料金は、「プログラム」の出荷日に請求されます。また、定期払料金は、「プログラム」の引渡日以降(ただし、「テスト期間」が適用される「プログラム」については、テスト期間の終了日以降)の各期間の初日以後にその期間分が請求されます。お客様は、「プログラム」の料金を請求書の日付から 30 日以内にお支払いください。
- IBM は、3 か月前の書面通知により定期払料金を増額することができます。
- 支払済の料金または支払期が到来している料金の調整または返還は行いません。

### 第7条 プログラムの保全

- お客様は、お客様が ICA プログラムを使用することを認めた従業員等その他の者に対し、この契約に従うよう適切な措置を講じてください。
- お客様は、ICA プログラムの複製物の記録を保持し、IBM が要請した場合にはご提示ください。

### 第8条 保証

- IBM は、保証適用と表示した ICA プログラム(以下「保証適用プログラム」といいます。)について、お客様が「保証適用プログラム」を IBM 所定の稼働環境で使用する限り、IBM 所定の仕様と合致することを保証します。
- 保証期間は、「保証適用プログラム」に対する第 9 条記載の「プログラム・サービス」が終了したとき同時に終了します。IBM は、保証期間中、「保証適用プログラム」について、「コード」に起因する誤りに対し「プログラム・サービス」を提供します。
- 誤用、事故、災害、改造付加、IBM 所定の設備条件および稼働環境に合致しない環境での使用その他不適切な稼働環境での使用、IBM 以外の者によってなされた不適切な保守もしくは変更、または IBM 以外の者の責に帰すべき事由により生じた仕様の不合致は、保証の対象外となります。
- IBM は、「プログラム」の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることは保証しません。「プログラム」の選択、導入、使用および使用結果については、お客様の責任と

します。

5. 本条の保証は、「プログラム」および記録媒体についての保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。
6. 本条は、ICA プログラムに対してのみ適用されます。その他の IBM 製の「プログラム」または他社製の「プログラム」の保証は、それぞれの使用条件に記載されます。ただし、別途指定しない限り、IBM は他社製の「プログラム」についてはいかなる保証もしません。

#### 第9条 プログラム・サービス

1. IBM は、「保証適用プログラム」および特定の ICA プログラムに対して「プログラム・サービス」を提供します。IBM が ICA プログラムの誤りを IBM 所定の稼動環境で再現できる場合に限り、誤りの修正、使用上の制限または回避措置に関する情報を提供します。「プログラム・サービス」は、現行版の ICA プログラムの変更されていない部分に対してのみ提供されます。
2. 「プログラム・サービス」の提供期間は、(1) IBM が 6 か月前の書面により通知したサービス提供終了日までの期間、(2) IBM が指定する日までの期間、または、(3) IBM が指定する一定期間のいずれかの期間とします。

#### 第10条 解約

1. お客様は、IBM に書面で通知して、いつでも ICA プログラムの使用権を解約できます。また、お客様は、書面により、「テスト期間」中の ICA プログラムについてはいつでも解約することができます。
2. お客様が、ICA プログラムを、すでに使用中の旧版 ICA プログラムに対するアップグレードとして取得した場合、IBM が別途定める場合を除き、旧版 ICA プログラムの使用権は終了します。
3. お客様に契約の使用条件違反が生じた場合、IBM は、本契約を解約できます。この場合、お客様の ICA プログラムに対する使用権も終了します。
4. お客様または IBM は、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは書面による通知をもっていつでも本契約を解約できます。

#### 第11条 特許権・著作権侵害に関する損害賠償責任

1. 本契約のもとで取得した ICA プログラムが、日本国特許権(実用新案権を含みます。)または日本国著作権を侵害するものとして第三者から請求がなされた場合において、お客様が速やかに、(i)書面で請求の事実および内容を IBM に通知し、(ii) IBM が要求する情報を提供し、さらに、(iii) IBM にその防御および和解交渉(金額を軽減する努力を含みます。)の権限を与え、かつ、合理的な範囲で IBM に協力するとき、IBM は、かかる請求からお客様を防御し、かつお客様に対し裁判で確定した金額または IBM が事前に合意した和解金を負担するものとします。
2. 当該請求の根拠が、一部であれ全部であれ、他社製品および IBM が提供していない品目に基づく場合、またはお客様が提供したコンテンツ、資料、設計もしくは仕様起因して、あるいはお客様が ICA プログラムの最新バージョンまたはリリースを使用していたならばその侵害を避けられたにもかかわらず ICA プログラムの旧バージョンもしくはリリースを使用したことに起因して生じた法令違反や第三者の権利侵害に基づく場合、IBM は、かかる請求について責任を負わないものとします。

#### 第12条 責任の制限

1. お客様が IBM の責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IBM の損害賠償責任は、請求の原因を問わず、次の各号に定めるものに限られます。
  - (1)前条に定める特許権および著作権侵害に関する賠償責任。

- (2)「プログラム」についての IBM の故意または過失によってお客様に生じた生命、身体または有体物の損害に対する賠償責任。
- (3)お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の原因となった当該「プログラム」につき、(i)総額 750 万円、または、(ii)損害発生の原因となった「プログラム」の定期払料金の1年分または支払済一時払料金のいずれか高い金額を限度とする金銭賠償責任。

本条の責任の制限は、IBM に「プログラム」を提供した「プログラム」開発者および IBM の従契約者(第13条第5項の「従契約者」をいいます。以下本条において同じ。)に対する損害賠償請求にも適用されます。お客様は、IBM および「プログラム」開発者および従契約者に対して重複して損害賠償を請求することはできません。

2. IBM は、「テスト期間」中の「プログラム」の稼動または不稼動により生じた損害、IBM の責に帰すことのできない事由から生じた損害、IBM の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害(前条の場合を除きます。)については責任を負いません。

#### 第13条 その他

1. IBM は、お客様に対する3か月前の書面による通知により、本契約の条項を変更できるものとします。この場合、お客様は変更の効力発生日前に書面で通知することにより、本契約または本契約に基づく各「プログラム」の使用権を解約することができます。
2. 両当事者間で取り交わされる情報は、別途 IBM 所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。
3. IBM および IBM の関連会社はお客様の連絡先個人情報、本契約の履行のために必要な範囲および地域で使用および保存することができるものとします。
4. 本契約の履行に伴い、IBM がお客様から前項に定めるものを除く個人情報の開示または提供を受ける場合は、両当事者間で別途締結する IBM 所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
5. IBM は、国内外に存在する人員、リソースおよび IBM が選択する第三者(以下「従契約者」といいます。)を使用してサービスを提供することがあります。
6. いずれの当事者も本契約の条件違反その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は相当期間を定めてその是正を催告するものとします。
7. IBM は、お客様に対し本契約において明示的に特定された権利のみを許諾するものであり、それ以外のいかなる権利(特許権を含みます。)も、お客様に許諾するものではありません。
8. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅します。
9. いずれの当事者も相手方の事前の書面による同意を得ない限り本契約の全部または一部を譲渡できないものとします。ただし、IBM の金銭債権の譲渡および IBM の製品またはサービスを含む一部事業の売却に伴う譲渡については制約を受けません。
10. お客様は、IBM が義務を履行するために必要となる十分に自由かつ安全なお客様施設への立ち入りおよびシステムへのアクセスを許可するものとします。
11. いずれの当事者も支配することのできない事由により、本契約の履行が不可能となったときは、その当事者は義務の履行の責任を免れるものとします。
12. いずれの当事者も、製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンドユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終

用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則を遵守するものとします。

13. 本契約は、両当事者の記名捺印した書面によってのみ変更することができます。
14. 本契約の解約後も性質上存続すべき条項は、有効に存続し、両当事者ならびにその承継人および譲受人に適用されます。
15. 本契約は本契約の対象となる事項に関する当事者間の完全かつ唯一の合意であり、本契約の対象となる事項に関する当事者間の従前の口頭もしくは書面による意思表示に代ります。
16. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

#### 補足説明

- 「注」欄の番号は、それぞれ以下を意味します。
  - \*1. ICA プログラム
  - \*5. パッケージ・プログラム
- 「中央サービス提供期間」欄に\*印の付された「プログラム」のプログラム・サービスは、IBM が 6 か月前の書面による通知をもって指定する終了日までの期間提供されます。
- IBM が物理的な媒体によりお客様に提供する「プログラム」は、IBM 指定の運送会社に渡るまで、IBM がその出荷および配送の責任を負います。ただし、お客様と IBM が別途書面にて合意する場合を除きます。